証券コード:6960 2019年6月11日

株主各位

東京都文京区本郷三丁目39番4号

779。電子株式会社

代表取締役社長 白 井 大治郎

第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第72回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月26日(水曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- **1. 日 時** 2019年6月27日 (木曜日) 午前10時

フクダ電子株式会社 本郷新館 1階ホール

(末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

- 1. 第72期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第72期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役6名選任の件

第2号議案 監査役1名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申しあげます。

- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(https://www.fukuda.co.jp/)に掲載させていただきます。
- ◎「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.fukuda.co.jp/)に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面に含まれる連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際してそれぞれ監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

(提供書面)

事業報告

2018年4月1日から 2019年3月31日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかに拡大しているものの、輸出・生産面に海外経済の減速の影響がみられ、先行きへの不安も依然残っております。

医療機器業界においては、平成30年度診療報酬は全体としてマイナス改定となり、医療機関には引き続き効果的・効率的で質の高い医療の提供が求められております。

当社グループの当連結会計年度の売上高は、1,297億75百万円(前期比0.7%増)となりました。利益につきましては、営業利益は126億45百万円(前期比2.5%増)、経常利益は132億88百万円(前期比4.5%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は95億77百万円(前期比2.8%増)となりました。

売上高

1,297億75百万円 (前期比0.7%増)

経常利益

132億88百万円 (前期比4.5%增)

親会社株主に帰属する当期純利益

95億77百万円 (前期比2.8%増)

これらを部門別にみますと生体検査装置部門では、心電計関連の売上は伸張しましたが、大口商談の減少により、売上高は389億12百万円(前期比0.9%減)となりました。

生体情報モニター部門では、モニタの売上高は94億75百万円(前期比2.0%減)となりました。

治療装置部門では、ペースメーカ関連製品の売上は減少しましたが、在宅医療向けレンタル 事業の売上は伸張し、売上高は501億3百万円(前期比0.4%増)となりました。

消耗品等部門は、記録紙、ディスポーザブル電極や上記各部門の器械装置に使用する消耗品や修理・保守を含みます。消耗品等部門の売上高は312億83百万円(前期比4.0%増)となりました。

(部門別売上)

	2018年	3月期	2019年	前 期 比	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	増 減 率
生 体 検 査 装 置	百万円 39,254	30.5	百万円 38,912	30.0	△0.9 %
生体情報モニター	9,664	7.5	9,475	7.3	△2.0
治療装置	49,884	38.7	50,103	38.6	0.4
消 耗 品 等	30,079	23.3	31,283	24.1	4.0
合 計	128,883	100.0	129,775	100.0	0.7

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしましたフクダグループの設備投資の総額は79億40百万円で、その主なものはレンタル用資産「在宅用酸素濃縮器」等であります。

- ③ 資金調達の状況 特に記載すべき事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

	区	分	2016年 3月期 (第69期)	2017年 3月期 (第70期)	2018年 3月期 (第71期)	2019年 3月期 (第72期) (当連結会計年度)
売	上	高(百万円)	117,222	121,747	128,883	129,775
経	常利	益(百万円)	10,934	12,201	12,713	13,288
親会	社株主に帰属 期 純 利	する(百万円)	7,368	8,776	9,320	9,577
1 株	当たり当期純	利益 (円)	505.49	575.51	612.49	629.37
総	資	産(百万円)	137,164	146,009	157,518	160,940

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況当社は、親会社はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会	社名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
フクタ	ダ電子北海道販売㈱	98百万円	100 %	医用電子機器の販売及び賃貸
フク:	ダ電子北東北販売㈱	50百万円	100 %	"
フク:	ダ電子南東北販売㈱	50百万円	100 %	"
フク	ダ 電 子 新 潟 販 売 ㈱	40百万円	100 %	"
フク:	ダ電子北関東販売㈱	40百万円	100 %	"
フクタ	ダ電子西関東販売㈱	50百万円	100 %	"
フク:	ダ電子南関東販売㈱	50百万円	100 %	"
フク	ダ 電 子 東 京 販 売 ㈱	50百万円	100 %	"
フクタ	ず電子東京中央販売㈱	50百万円	100 %	"
フク:	ダ電子東京西販売㈱	40百万円	100 %	"
フクタ	ダ電子神奈川販売㈱	40百万円	100 %	"
フク	ダ 電 子 北 陸 販 売 ㈱	60百万円	100 %	"
フク	ダ電子長野販売㈱	40百万円	100 %	"
フク	ダ 電 子 中 部 販 売 ㈱	80百万円	100 %	"
フク	ダ電子三岐販売㈱	40百万円	100 %	"
フク	ダ電子京滋販売㈱	50百万円	100 %	"
フク	ダ電子近畿販売㈱	80百万円	100 %	"
フク	ダ電子兵庫販売㈱	60百万円	100 %	"
フク	ダ 電 子 岡 山 販 売 ㈱	50百万円	100 %	"
フク	ダ 電 子 広 島 販 売 ㈱	90百万円	100 %	"
フク	ダ 電 子 四 国 販 売 ㈱	98百万円	100 %	"
フクタ	ダ電子西部北販売㈱	90百万円	100 %	"
フクタ	ず電子西部南販売㈱	70百万円	100 %	"
フクダ	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	98百万円	100 %	"
フクダ	`ライフテック北東北㈱	20百万円	100 %	"
フクダ	ライフテック南東北㈱	20百万円	100 %	"

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
フクダライフテック北信越㈱	20百万円	100 %	医用電子機器の販売及び賃貸
フクダライフテック関東㈱	30百万円	100 %	"
フクダライフテック常葉㈱	20百万円	100 %	"
フクダライフテック東京㈱	30百万円	100 %	"
フクダライフテック東京西㈱	20百万円	100 %	"
フクダライフテック横浜㈱	50百万円	100 %	"
フクダライフテック中部㈱	30百万円	100 %	"
フクダライフテック京滋㈱	20百万円	100 %	"
フクダライフテック関西㈱	30百万円	100 %	"
フクダライフテック南近畿㈱	20百万円	100 %	"
フクダライフテック兵庫㈱	20百万円	100 %	"
フクダライフテック中国㈱	40百万円	100 %	"
フクダライフテック四国㈱	20百万円	100 %	"
フクダライフテック九州㈱	50百万円	100 %	"
フ ク ダ ラ イ フ テ ッ ク ㈱	50百万円	100 %	"
フクダ電子ファインテック仙台㈱	80百万円	100 %	医用電子機器の製造
㈱フクダ物流センター	10百万円	100 %	倉庫管理及び梱包発送
フクダ電子技術サービス㈱	30百万円	100 %	医用電子機器の修理
フクダメディカルソリューション(株)	50百万円	100 %	医療用コンピュータシステムの 開発及び販売
アトミック産業㈱	10百万円	100 %	医療用記録紙の製造・販売
フ ク ダ コ ー リ ン (株)	300百万円	100 %	医療機器・医療システムの企画・開発・販売及び診療支援サービス事業展開
北京福田電子医療儀器有限公司	3,900千US\$	100 %	医用電子機器の製造・販売
FUKUDA DENSHI USA, Inc.	3,300千US\$	100 %	医用電子機器の販売
FUKUDA DENSHI Switzer land AG	250千CHF	100 %	医用電子機器の開発・販売

(4) 対処すべき課題

国内においては、診療報酬、薬価、特定保険医療材料の公定償還価格改定に加え、DPC(入院医療費の包括支払い)の拡大などが進められております。

引き続き厳しい市場環境が予測されますが、お客様に安心してご使用いただくための品質管理・安全管理体制の充実と、同業他社には無い差別化した製品の開発、販売体制整備のための投資、国内外の競合メーカーとの価格競争力を高めるためのコスト削減に引き続き取り組んでまいります。

このような状況において、2022年3月期の定量目標として、連結売上高1,330億円、連結営業利益129億円を掲げております。資本効率を高めるべく創出したキャッシュ・フローを継続的に成長投資に回していくことで企業価値向上に努め、株主の皆様へ安定的な成果配分を継続していく所存でございます。

① 中期業績目標

2022年3月期

連結売上高 1,330億円 連結営業利益 129億円

② 経営理念

社会的使命に徹し、

ME機器の開発を通じて、 医学の進歩に寄与する

中期経営計画方針としては、少子高齢化の進展に伴い変化する医療環境に適応すべく事業戦略を策定し、効率的な組織運営を実現することで強固な経営基盤を構築していくことを掲げております。

成長性が見込まれる分野への戦略的投資や効果的な研究開発の取り組みにより、医療機関への総合提案の実現、在宅医療分野における地域密着体制の強化を図り、ガバナンス・コンプライアンス体制の強化や人材育成による組織の活性化を通じて、グループ経営管理体制の充実を目指してまいります。

地域医療を支えるという使命感のもと、「予防、検査、治療、経過観察、リハビリ、在宅、介護」というワンストップサービスによる一貫した医療環境を提供することで、お客様に価値を提供するとともに持続的成長を実現してまいります。

(5) 主要な事業内容(2019年3月31日現在)

医用電子機器の製造・購買及び販売を主な事業の内容とし、それに関連する物流・サービス等の事業活動を展開しております。

特に医用電子機器のうち、心臓・循環器系分野の心電計、生体情報モニタ、超音波画像診断装置、ペースメーカ、人工呼吸器等を官公私立病院・大学医学部附属病院をはじめとする全国の医療施設に納入しております。

事 業 部 門	主	要製	品
生体検査装置部門	心電計・ホルター心電図記録 ポリグラフ・自動血球計数測 気清浄除菌脱臭装置	解析装置・負荷心電図 定装置・呼吸機能検査	☑装置・超音波画像診断装置・ ☑装置・血圧脈波検査装置・空
生体情報モニター部門	セントラルモニタ・ベッドサ	イドモニタ・医用テし	ノメータ
治療装置部門	デフィブリレータ・ペースメ 濃縮器・睡眠時無呼吸症候群	ーカ・人工呼吸器・在 の治療器・カテーテ <i>)</i>	宅用人工呼吸器・在宅用酸素レ
消耗品等部門	記録紙・ディスポーザブル電 守	極・各部門の器械装置	ぱに使用する消耗品や修理・保

(6) 主要な営業所及び工場 (2019年3月31日現在)

①当社

本 社:東京都文京区 本郷新館:東京都文京区 白井事業所:千葉県白井市

②子会社

・国内子会社

会	社	名	所 在 地
			(本社拠点)
フクダ電子北洋	毎道販売(株)		札幌、秋田、仙台、新潟、宇都宮、さいたま、千葉、
他22社			東京、立川、横浜、金沢、松本、名古屋、岐阜、京都、
			吹田、神戸、岡山、広島、松山、福岡、熊本
			(本社拠点)
フクダライフラ	テック北海流	道(株)	札幌、秋田、仙台、金沢、さいたま、千葉、東京、
他16社			府中、横浜、名古屋、京都、吹田、堺、神戸、岡山、
			松山、福岡
フクダライフラ	テック(株)		東京都文京区
フクダメディス	カルソリュー	ーション(株)	東京都文京区
アトミック産業	業(株)		東京都文京区
フクダコーリン	ン(株)		東京都文京区
フクダ電子ファ	アインテック	ク仙台(株)	宮城県黒川郡大和町
(株)フクダ物流	センター		千葉県白井市
フクダ電子技術	fサービス(朱)	千葉県白井市

・海外子会社

会	社	名	所	在	地
FUKUDA DI	ENSHI US <i>A</i>	A, Inc.	米国ワシントン州		
北京福田電子	医療儀器有障	艮公司	中国北京		
FUKUDA DI	ENSHI Swi	tzerland AG	スイスバーゼル		

(**7**) **従業員の状況** (2019年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従	業	員	数	前連結会計年度末比増減
		3,121 (636) 名	△11 (32) 名

(注) 従業員数は就業人員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従	業	員	数	前事業年度末比増減	平	均	年	齢	平	均 茧	カ 続	年	数
	629 (115) 4	名	△21 (10) 名			42.9	歳			1	6.0年	Ē

(注) 従業員数は就業人員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借入	先	借	入	額
株式会社きらぼし	銀行			400百万円
株式会社三菱UF	J 銀 行		3	300
株式会社みずほ	銀行		3	300
株 式 会 社 北 陸	銀 行		3	300
株式会社七十七	銀行		3	300
株式会社商工組合中	央 金 庫]	100
日 本 生 命 保 険 相 互	会 社			50

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) **株式の状況** (2019年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 78,000,000株

② 発行済株式の総数 19,588,000株 (自己株式 4,305,638株を含む)

③ 株主数 2,502名

4) 大株主(上位10名)

株	主	名	持	株	数	持	株	比	率
福田 孝太郎				3,470	千株			22.71	%
日本生命保険相	互会社			752=	千株			4.939	%
みずほ信託銀行 再信託受託者 資	株式会社 退職給付信託 きらり 資産管理サービス信託銀行株式	ぎし銀行口 に会社		695=	千株			4.55	%
株式会社三菱U	FJ銀行			677=	千株			4.44	%
福田 礼子			644千株			4.22%			
ビービーエイチ リティ シリー ズ ファンド	· フィデリティ ピューリタ ·ズ イントリンシック オポ	ン フィデ 『チュニティ		625=	千株			4.09	%
株式会社みずほ	銀行			521	千株			3.41	%
株式会社北陸銀	行			500=	千株			3.27	%
ステート スカンパニー 5	トリート バンク アンド 05224	トラスト		435	千株			2.85	%
福田 百合子				367=	千株			2.40	%

- (注) 1. 当社は自己株式を4,305千株保有しておりますが、上記大株主からは除いております。自己株式には株式給付信託(I-ESOP及びBBT)が所有する64.100株は含まれておりません。
 - 2. 持株比率は自己株式(4,305千株)を控除して計算しております。また、小数点第3位を四捨五入しております。
 - 3. 「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 きらぼし銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託 銀行株式会社」名義の株式695千株は、株式会社きらぼし銀行が保有する当社株式を退職給付信託として信託設定したものであり、議決権については株式会社きらぼし銀行が指図権を留保しております。
 - ⑤ その他株式に関する重要な事項 特に記載すべき事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況(2019年3月31日現在)

会社における地位		氏	名		担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	福	田	孝フ	大郎	
代表取締役社長	白	井	大剂	台郎	国際営業本部長
取締役	白	Ш		修	開発本部長兼品質保証担当
取締役	福	田	修	_	経営システム部長
取締役	杉	Щ	昌	明	杉山昌明税理士事務所代表 公認会計士杉山昌明事務所代表 株式会社TSIホールディングス社外監査役
常勤監査役	藤	原	潤	三	
監査役	鈴	木		勇	
監査役	岡	野	照	久	
監査役	後	藤	啓		後藤コンプライアンス法律事務所代表 株式会社ノンストレス社外監査役 セントラル警備保障株式会社社外監査役 株式会社プリンスホテル社外取締役 株式会社西武ホールディングス社外取締役

(注) 1. 取締役杉山昌明氏は社外取締役であります。

- 2. 監査役岡野照久氏及び後藤啓二氏は社外監査役であります。
- 3. 監査役岡野照久氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 4. 監査役後藤啓二氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
- 5. 当社は、社外取締役杉山昌明氏、社外監査役岡野照久氏及び後藤啓二氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役該当事項はありません。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、決令が定める額としております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区					分	支	給	人	員	報	酬	等	の	額
取 (う	ち社	締外	取	締	役 役)				5名 (1)				354 (3	百万円
監(う	ち 社	查外	監	查	役 役)				4 (2)				24 (9)
合 (う	ち ネ	± /	外	役	計 員)				9 (3)				378 (13	,

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 取締役の報酬限度額は、2008年6月26日開催の第61回定時株主総会において年額360百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
 - 3. 監査役の報酬限度額は、2008年6月26日開催の第61回定時株主総会において年額36百万円以内と決議いただいております。
 - 4. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
 - ・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額127百万円(取締役5名に対し124百万円(うち社外取締役1名に対し0百万円)、監査役4名に対し3百万円(うち社外監査役2名に対し1百万円))。
 - 5. 2016年6月29日開催の第69回定時株主総会において決議された業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」のもとで、当社取締役(社外取締役を除く)を対象として、本制度で定める役員株式給付規程に基づき、107百万円(3事業年度)を拠出しております。上記報酬等の総額には、当事業年度に計上した株式給付引当金の繰入額25百万円が含まれております。なお、本制度の対象人数は2019年3月末時点で4名です。
 - 6. 2005年6月29日開催の第58回定時株主総会において「役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件」を決議いただいております。当事業年度末における今後の打ち切り支給予定額は、取締役2名に対し816百万円を退任時に支給する旨となっております。

⑤ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係
 - ・取締役杉山昌明氏は、杉山昌明税理士事務所代表、公認会計士杉山昌明事務所代表、株式会 社TSIホールディングスの社外監査役であります。当社は、杉山昌明税理士事務所、公認 会計士杉山昌明事務所、株式会社TSIホールディングスとは特別な関係はありません。
 - ・監査役後藤啓二氏は、後藤コンプライアンス法律事務所代表、株式会社プリンスホテル、 株式会社西武ホールディングスの社外取締役、株式会社ノンストレス、セントラル警備保 障株式会社の社外監査役であります。当社は、後藤コンプライアンス法律事務所、株式会 社プリンスホテル、株式会社西武ホールディングス、株式会社ノンストレス、セントラル 警備保障株式会社とは特別な関係はありません。
- ロ. 当事業年度における主な活動状況
 - ・取締役会及び監査役会への出席状況

						取締役会		監査役会	
						出席回数/開催回数	出席率	出席回数/開催回数	出席率
取	締	役杉	Щ	昌	明	12回/12回	100%	_	_
監	査	役岡	野	照	久	12回/12回	100%	14回/14回	100%
監	査	役 後	藤	啓	=	12回/12回	100%	14回/14回	100%

・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役杉山昌明氏は、公認会計士及び税理士としての専門的見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。

監査役岡野照久氏は、長年金融機関の取締役であった経験と豊富な知識により、取締役会において取締役の適正な意思決定を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

監査役後藤啓二氏は、弁護士経験による専門的見地から、取締役会において取締役の適正な意思決定を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においてコンプライアンス経営並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	64百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益 の合計額	64百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」 に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
 - ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、 監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監 査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を 報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社では2015年6月11日開催の取締役会において「内部統制システムの基本方針」の改定について決裁、同日付けで施行されました。この改定、施行された基本方針による業務の適正を確保するための体制は以下のとおりであります。

1. フクダグループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する ための体制

- ①コンプライアンスの徹底を重要な経営課題の一つとして位置づける。コンプライアンスの実効性確保のために、「フクダグループ行動規範」を定めるほか、取締役会規程、決裁規程、就業規則、経理規程、関連会社管理規程、経営理念、倫理綱領、その他、必要かつ有効な規程、基準を整備、運用する。
- ②①における規程の制定、改廃をフクダグループ内に適時、適切に周知するために「通知書」 の発行を制度化し、実行する。
- ③内部監査部門としてフクダグループ内の各社、各部門から独立した監査室を当社内に設置し、 専任の監査員を配置する。また、監査室による監査は内部監査規程及び内部監査マニュア ル・手順書に基づき、客観的かつ効率的に行う。
- ④内部通報制度の制定により、フクダグループ内の各社、各部門あるいは役職員による不正行 為の早期発見を可能とする。この内部通報制度では公益通報者保護法に基づいて通報者の保 護が行われ、また、内部通報規程により公正な運営が行われる。
- ⑤特定株主や反社会的勢力からの不当な要求や民事介入暴力に対しては、毅然と対応すること を宣言し、日頃から所轄の警察署等との連係を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役会議事録はじめ取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理の基準と手順について 文書取扱規程を整備、運用する。
- ②情報漏洩防止のため、情報セキュリティ管理規程及びインサイダー取引防止規程を整備、運用する。
- ③電子データで保存している情報の意図しない破壊や流出の防止を図るため、「情報セキュリティチェックシート」を整備し、フクダグループのすべての取締役、監査役及び使用人が毎年、自ら状況確認を行う。

3. フクダグループにおける損失の危機の管理、対応に関する規程その他の体制

①損失の危機の管理及び適正な業務遂行の基本は就業規則に明文化する。

- ②フクダグループ内で潜在するリスク、発生したリスクの有無を継続的に把握し、発生の予防、発生状況の確認、発生後の改善対応にあたるため、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を組織し、定期的に、また、必要に応じて臨時に開催する。
- ③リスクの発生予防の見地から「フクダグループ行動規範」を制定し、フクダグループのすべての取締役、監査役、使用人が共通の基準のもと、行動する。
- ④危機発生時の対応にあたっては、各種の危機を対象とした「緊急事態対応マニュアル」を整備し、適時、適切に取り組む。「緊急事態対応マニュアル」はフクダグループ各社に配備し、グループ一体となって損失の危険を管理できるようにする。
- ⑤地震その他大規模災害の発生時にも、生命の維持に直結する当社製品を使用中の医療機関や 患者様への影響を最小限化できるよう、緊急対応の体制を整備する。また、非常時には何時 でもその体制が運用可能なように日常の点検を怠らない。

4. フクダグループの取締役による効率的な職務執行を確保するための体制

- ①取締役会規程、決裁規程その他取締役による効率的な職務執行を実現するための規程を制定、 運用する。これらの規程の改廃は、当社取締役会での決議により行う。また、取締役会及び 取締役並びに職務執行部門の権限を職務権限表にて明文化し、重要な意思決定が適切かつ十 分な審議を経て効率的に行われる体制を整備、運用する。
- ②取締役会のほか、取締役の職務執行を図るために有効な経営会議、所属長会議等の会議体を設置、運用する。これらの会議体は定期的にまた必要に応じて臨時に開催し、開催の記録の原本はそれぞれの会議体事務局が保管する。
- ③当社取締役には、独立性が確保された社外取締役を含める。

5. フクダグループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①「フクダグループ内部統制運用ハンドブック」を作成し、フクダグループ内の全ての役職員 が業務の適正を確保するための判断基準や行動の基準を共有化する。
- ②当社に内部統制部を設置し、①による「フクダグループ内部統制運用ハンドブック」に基づくフクダグループ内の内部統制の推進にあたる。
- ③フクダグループ内のコーポレートガバナンスに関する体制図を策定し、フクダグループ内の 各組織体での業務の適正性確保に係る責任の所在と牽制の関係を明確化する。
- ④子会社の取締役及び使用人からその職務の執行に係る事項が適時かつ適切に当社に報告されるよう、親子会社間の情報伝達に必要な体制を整備する。
- ⑤子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、当社は適切な指導・監督を行うとと もに、人事異動や定期的な会議を通じて経営の質の均質化と向上を図る。

6. 財務報告の適正と信頼性を確保するための体制

- ①財務報告に係る会計、たな卸その他の諸業務は、フクダグループ内で統一した基幹システム を用いて行う。
- ②経理規程その他財務報告に関するフクダグループ内の基準、手順は、通知書の発行等により 継続的に周知徹底する。
- ③フクダグループ内の経理関係者は、財務報告に関する基準、手順を正しく理解し、実行して いるか自己点検する。
- ④①による基幹システムの整備、運用状況及び③による自己点検の結果に対して、毎年、計画 的にまた必要に応じて監査室が内部監査を行う。
- 7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合に関する事項、当該使用人の 取締役からの独立性を確保するための体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保 するための体制
 - ①監査役の職務を補助すべき組織として取締役から独立した監査役室を常設し、監査役の職務 を補助すべき使用人を置く。
 - ②①により監査役室に所属する使用人の人事考課、人事異動については、常勤監査役と協議する。
 - ③監査役を補助する使用人に対する監査役の指示の実効性を確保するため、社内規程の整備等 を行う。
- 8. フクダグループの取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制等、並びに報告したことを理由として不利益な扱いを受けないことを確保するための体制
 - ①取締役会、経営会議、子会社業績報告会等、フクダグループの経営、リスクにかかわる重要な会議に監査役は出席し、報告を受ける。また、これらの会議において監査役は自らの意思により、質疑応答することができる。
 - ②フクダグループの取締役及び使用人がリスクを認識した場合、①による会議の場であるかないかにかかわらず、自らの意思で監査役に直接報告することができる体制を整える。
 - ③監査役に報告したことを理由とする不利益処分その他の不当な取り扱いを禁止する。
- 9. 当社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務 の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項 監査役の監査その他職務の遂行に必要な経費、備品等については、監査役の申請に基づき、 当社の経営計画及び年度予算計画と照合のうえ予算化する。予算外の出費の必要が発生した 場合も、予め使用にあたって社内手続きを定め、その手続きにより出費を可能とする。
- 10. その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ①監査役は適切な監査の実施のため、定期的に当社代表取締役と意見交換を実施する。

②監査役は定期的にまた必要に応じて随時、公認会計士その他関係する専門家と会議、相談の場を持つ。

11. 医療機器の開発、製造、販売、レンタル事業等の業務を適正に遂行するための体制

- ①当社は「品質方針」を明文化し、フクダグループ内で行う医療機器の開発、製造、販売、レンタル事業等、あらゆる業務を通して製品の品質の確保にあたる。
- ②医薬品医療機器等法はじめ、医療機器の開発、製造、販売、レンタル事業その他、フクダグループで遂行する事業や職務に係る法規法令や規程類に関するフクダグループ内での啓発活動を、計画的、継続的に実行する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- 1. 2006年5月12日の取締役会において決議されました内部統制整備の基本方針に基づき、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を組成し、内部統制に係る諸事項の報告、審議を行う体制を整備しています。本委員会の出席者は社外取締役を含む全ての取締役、監査役及び委員長の指名する者です。2018年度は、延べ10回、委員会が開催されました。さらに、内部統制部内にSOX推進室、監査室を設け、内部統制制度の整備・改善、運用確認を常時行う体制となっています。
- 2. 当社における内部統制の体制維持、向上のために、第72期中に以下の対応を行いました。
 - ①内部統制基本方針書の改訂

2018年4月1日付けで内部統制基本方針書を一部改訂すると同時に、2018年度用の内部統制基本計画書を制定し、経営環境の変化も踏まえて内部統制の積極的な推進とリスクへの対応強化に努めました。

- ②「就業規則」、「経理規程」、「職務権限表」等の改定 関連する法令等の改正や社内外の環境変化を踏まえ、健全経営とコンプライアンスの維持、 向上が図れるよう、就業規則、経理規程、職務権限表等を改定、周知しました。
- ③教育講演、説明会の開催

次の教育講演、説明会を開催いたしました。

- ・2018年6月15日:コンプライアンスに関する社外監査役による教育講演 (対象者:グループ各社の代表者、本社の取締役、監査役、執行役員、部門長)
- ・2019年1月24日:第73期の内部統制推進方針に関する説明

(対象者:グループ各社の代表者、本社の取締役、監査役、執行役員、部門長)

3. 就業規則、情報管理、経理規程その他規程類に関連する通知を発行し、継続的な周知徹底活動を行っています。

- 4. 毎四半期及び期末の決算にあたり、作業の基準、日程等に関する通知を発行し、グループ全体での適時、適正な決算の実現にあたっています。
- 5. 組織的又は個人による法令・企業倫理・社内規則等に違反する行為に関する相談又は通報の 適正な処理の仕組みを定めることにより、コンプライアンス違反の早期発見と是正を図り、 公正かつ透明な企業活動に資することを目的とした、内部通報制度(フクダヘルプライン) を整備、運用しています。
- 6. すべての部門や従業員が連携して、フクダグループのリスクを適切に管理し、経営目標の達成に取り組んでいます。
 - ①ビジネスリスクの収集・分析等を厳正に行い、適切な経営戦略や経営計画を策定する。
 - ②財務報告の信頼性向上に係る内部統制の整備と充実を図る。
 - ③情報セキュリティの確保を図る。
 - ④生命に係る医療機器を事業の対象とすることを念頭においた倫理綱領(基本理念:我々は、その製造・販売・貸与するME機器・用品が、保健・医療の進歩に寄与するという社会的使命を認識し、且つ高い倫理的自覚のもと自らを厳しく律し社会の信頼に応えなければならない。)を制定し、継続的に啓発にあたる。万一、健康被害に及ぶ可能性のある事象が発生した場合には、可及的速やかに関係部署が協議をし、行政の指導も得て、適切な対応にあたる。
 - ⑤災害時等のネットワーク及びサービスの迅速な復旧をする。そのために計画的に仕組みの点 検を行う。また、社内外の環境の変化に応じた改善を随時行う。
 - ⑥情報の漏えい、事故・災害等、緊急事態が発生した場合には、代表取締役社長の指示に基づき、速やかに「緊急対策本部」を設置し、適切かつ迅速に対応する。

上記に関連して、以下の体制でリスク管理にあたっています。

- ・経営目標に関するリスク管理の体制 収益を中心とした経営目標に関するリスクは、その発生の予防、発見、対処の状況を取 締役、本社各部門の部門長が出席する月例の会議で確認する体制を整備しています。子 会社におけるリスクは子会社の代表者が集合する会議を毎年定期的に開催して確認する 他、各子会社別に代表者と当社の取締役が面談を行い詳細の確認を行う体制を敷いて万 全を期するようにしています。
- ・反社会的行為に関するリスク管理の体制 当社及び当社グループでは「フクダグループ行動規範」に反社会的行為への関与の禁止 を明記のうえ、「私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える個人やグループとの 関わり合いが起きたときには、社内で協力体制をとり、法令に基づき組織的かつ毅然と した対応を行います。」と宣言しています。また、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防 止対策連合会に加盟し、指導や情報を得つつ適切な対応が図れるように努めています。

- 7. 監査役による監査等が実効性を確保できるようにしています。
 - ・当社の監査役会は、法令の求めるところに従って株主の皆様や社会に対しての責任が果たせるよう、取締役会から独立した機関として、取締役会に出席し取締役の職務執行状況を確認しています。
 - ・状況に応じて取締役の出席する取締役会以外の会議にも出席し、取締役の職務執行状況を十分に確認できるようにしています。また、子会社の取締役の職務執行状況についても、面談、資料・帳票類の閲覧等により確認を行っています。その他、グループの健全経営に必要な対応を関連する法令、コーポレートガバナンス・コード等を基に実行しています。
 - ・監査役会は規程に沿って月例の開催を基本とし、監査状況の相互確認、情報の共有化を図っています。必要時、緊急時には臨時に開催します。
- 8. 経営会議等により職務執行の確実性を高めるようにしています。 当社では、取締役会で決裁、委託された職務執行の状況や事業の進捗状況、業績・決算の見 通しについて経営会議及び経営会議における課題に応じて補完する会議を開催し、確認しています。これらの会議には取締役、監査役はじめ関係する部門長が出席します。これらの会議も月例で開催しています。

(7) 会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容

当社は、医療機器・用品が直接人間の保健・医療の分野に直結するという社会的使命を認識し、高い倫理的自覚のもとにその進歩に貢献し信頼される企業を目標として事業を営んでおります。

医療機器事業の特徴は、製品開発に医療機器を使用する顧客(医師及び医療従事者)との信頼関係に基づく長期間にわたる連携・協業が必要不可欠であることにあります。そしてその開発の着想から市場に製品として送り出すまでには、臨床試験・医療機器の承認・製造業の許可・販売業の許可等取得に至るまで長期間にわたり相当の開発投資が必要です。

以上のことから、当社の事業は、中長期的視野のもとに経営することが必要であり、短期的な利益を追い求めるような経営は許されるものではありません。今後も安定的かつ継続的に発展を続けていくために、先に述べた当社を支えてきていただいた方々への配慮のない経営は、当社の企業価値を損なうものと考えます。

2. 不適切な支配の防止のための取り組み

当社は、2006年6月29日に開催された第59回定時株主総会におきまして、フクダ電子株式の大規模買付行為に関する対応策「買収防衛策」(以下「本プラン」といいます。)の導入に関し、承認可決いただきました。

これは、大規模買付行為がなされようとする場合における対応策を定めたものであります。対応策を要約しますと、買付行為の目的・方法及び内容等が当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に資するものであるかどうかについて、大規模買付者に対して情報提供を求めるとともに、取締役会による評価や代替案の提示を目的とした大規模買付ルールを定め、交渉を行います。そして、買付ルールが遵守されない場合や、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付、買付の条件が当社の企業価値に鑑み不十分又は不適切な買付の場合には、企業価値評価特別委員会(以下「特別委員会」といいます。)の諮問を経て、本プラン発動の検討を行います。

3. 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期経営計画は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものです。本プランの発動に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、特別委員会は当社の費用で第三者専門家を利用することができるとされていること、有効期限が株主総会後に最初に開催される取締役会の終了時点までであること、企業価値・株主価値向上の観点から取締役会によりいつでも廃止できるとされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要施策として位置づけ、必要な内部留保を図りながら企業体質を充実・強化し、競争力のある事業展開、安定的な利益還元を継続して行うことを基本方針と定めております。

当期の期末配当金につきましては、1 株当たり60円の普通配当に加え40円の特別配当を予定しておりましたが、通期の親会社株主に帰属する当期純利益が期初に予想した数値を上回ったことから、普通配当を60円、特別配当を40円、さらに過去最高益達成記念配当として5円を加え、合計105円とさせていただきます。これにより、年間の配当金は、先に実施いたしました中間配当金70円と併せて1 株につき175円となります。

配当支払い回数につきましては、中間期末日、期末日を基準日とした年2回を継続する方針であります。また、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることとする旨を定款で定めております。

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位:百万円)

資 産	の部		の部
科目	金額	科目	金額
流 動 資 産	99,406	流 動 負 債	35,448
現金及び預金	46,857	支払手形及び買掛金	19,739
受取手形及び売掛金	38,752	電子記録債務	5,065
有 価 証 券	145	短期借入金	1,750
		リース債務	267
商品及び製品	9,197	未 払 法 人 税 等 賞 与 引 当 金	1,141
仕 掛 品	104	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	2,484 239
原材料及び貯蔵品	2,632	製品保証引当金	143
そ の 他	1,769	表 m 水 m 川 s 並 そ の 他	4,616
貸 倒 引 当 金	△51	固定負債	6,309
 固定資産	61,533	リース債務	2,043
有形固定資産	31,329	役員退職慰労引当金	210
建物及び構築物	5,303	役員株式給付引当金	73
	· ·	退職給付に係る負債	2,885
機械装置及び運搬具	441	そ の 他	1,096
工具、器具及び備品	13,629	負 債 合 計	41,757
土 地	9,017	<u> </u>	の部
リース 資産	1,717	株主資本	118,439
建設仮勘定	1,220	資 本 金 資 本 剰 余 金	4,621
無形固定資産	1,601	資本 剰余 利益 剰余	21,696 111,662
投資その他の資産	28,602	自己株式	△19,540
		その他の包括利益累計額	743
投資有価証券	10,436	その他有価証券評価差額金	1,270
操 延 税 金 資 産	3,224	為替換算調整勘定	△235
そ の 他	14,959	退職給付に係る調整累計額	△291
貸 倒 引 当 金	△17	純 資 産 合 計	119,183
資 産 合 計	160,940	負債 純資産合計	160,940

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)

(単位:百万円)

	彩	7						目		金額
売				上			高	ī		129,775
売			上		原		価			77,698
	売		上		総		利		益	52,077
販	売	費	及	びー	般	管理	浬 費	ł		39,432
	営			業		利			益	12,645
営		業		外		収	益	ŧ		709
	受			取		利			息	47
	受受為		取		配		当		金	377
	為			替		差			益	35
	投	資	事	業	組	合	運	用	益	28
	そ				の				他	221
営		業		外		費	用			65
	支			払		利			息	46
	支 そ				の				他	19
	経			常		利			益	13,288
特			別		利		益	ŧ		688
	古	定		資	産	売	∄	却	益	137
	保	険		解	約	返	万	灵	金	550
特			別		損		失			767
	古	定		資	産	売		却	損	113
	減			損		損			失	16
	投	資	有	価	証	券	評	価	損	499
	建	!	物	解		体	費		用	128
	そ				\mathcal{O}				他	9
科	金	等	調	整	前	当 期	純	利	益	13,209
污			,	住 民			び事		税	3,745
污		人		税	等	調	虫	全	額	△113
븰			期		純		利		益	9,577
親	会 社	株主		帰属す		当期 純		i		9,577

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

2018年4月1日から2019年3月31日まで

(単位:百万円)

							7	株	主	. j	Ĩ		本	
					資	本	金	資本剰余金	È	利益剰余金	自i	己 株 式	; ;	株主資本合計
当	期	首	残	高		4,	621	21,696	6	104,768		△19,542		111,544
当	期	変	動	額										
剰	余	金	の配	当						△2,674				△2,674
親	会社株主	に帰属す	よる当期糾	利益						9,577				9,577
自	己才	朱 式	の取	得								△1		△1
自	己 7	朱 式	の処	分								2		2
連増	結子会社 減	上の決算	期変更に	伴う						△9				△9
株 額	主資本以 (純額)	人外の項	目の当期	変動										
当	期変	動	額合	計			_	-	-	6,893		1		6,895
当	期	末	残	高		4,	621	21,696	6	111,662		△19,540		118,439
				,			,	//	1-0-	: 11 1 2 H	=1	draz		

	その	他の包括	舌 利 益 累	計 額	
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計 額合計	純資産合計
当 期 首 残 高	2,120	△161	△251	1,708	113,252
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△2,674
親会社株主に帰属する当期純利益					9,577
自己株式の取得					△1
自己株式の処分					2
連結子会社の決算期変更に伴う 増減					△9
株主資本以外の項目の当期変動 額 (純額)	△849	△74	△40	△964	△964
当 期 変 動 額 合 計	△849	△74	△40	△964	5,931
当 期 末 残 高	1,270	△235	△291	743	119,183

⁽注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位:百万円)

資 産	の部	負		の	部
科目	金額	科	<u> </u>	金	額
流 動 資 産	67,519	流動	負 債		37,045
現金及び預金	29,370	買	掛金		8,883
受 取 手 形	33	電子記			5,065
現金及び預金 受取手 売掛金 有価	29,079	短期	借入金		1,750
有 価 証 券	145	リー	ス債務		55
商品及び製品	4,113	未	払 金		2,259
仕 掛 品	22	未 払 法			506
原材料及び貯蔵品	2,276	預	り金		17,006
前 渡 金	155	賞 与	引当金		897
短期貸付金 その他 貸倒引当金	1,712	役員賞	与 引 当 金		129
その他	1,042	製品保	証引当金		189
_貸 倒 引 当 金	△432	_ ~ _	の一他		301
固定資産	63,880	固定	負債		1,576
有形固定資産	26,422	リー	ス債務		25
建 物 構 築 物	4,020	退職給	付引当金		614
構築物	122		給付引当金		73
機械及び装置	105	長 期	未 払 金		816
車 両 運 搬 具	20	<i>ج</i>	の 他		46
工具、器具及び備品	13,291	負 債	合 計		38,622
土 地	7,632	純純	資 産	の	部 01 507
リース資産	74	株主資本乗	資 - 本		91,507 4,621
建設 仮勘 定 無形 固定 資産	1,156	資 本 乗	S 金 引 余 金		21,696
	1,442	貝 4 * 資 本	9 		8,946
ソフトウェア ひあ定 ソフトウェア 仮勘定	1,295 121	資 本 その他質			12,749
その他	26	利益類			84,744
投資その他の資産	36,015	利益	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		1,171
投資 有 価 証 券	10,024	その他系			83,572
関係会社株式	10,024	事業拡	張積立金		300
出資金	10,101		圧縮積立金		53
関係会社出資金	423	別金金	積 立 金		37,500
長期貸付金	2,010	繰越利	益剰余金		45,718
繰 延 税 金 資 産	1,089		株式		△19,554
保険積立金	13,057		差額等		1,269
~ その 他	403	その他有価証	券評価差額金		1,269
	△1,096	純資	全合計		92,777
資 産 合 計	131,400	負債純	資産合計		131,400

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

2018年4月1日から 2019年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目 金 売 上 原 価 売 上 総 利 益 販 売 上 総 利 益 販 売 上 総 利 益 財 売 長 力 益 財 財 財 金 財 財 財 日 財 財 日 日 財 日 日 日 財 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日<	初 71,570 49,847 21,723 13,136 8,586 3,511 65 2,877 28
売 上 原 売 上 総 利 益 販 売 費 及 で 利 益 財 ウ 収 益 営 業 外 収 益 受 取 利 息 投 資 事 用 支 外 費 用 支 力 息 そ の 他	49,847 21,723 13,136 8,586 3,511 65 2,877
売 上 総 利 益 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 営 業 外 収 益 受 取 利 息 受 取 当 金 投 資 事 無 他 営 業 外 費 用 支 力 息 そ の 他	21,723 13,136 8,586 3,511 65 2,877
版 売 費 及 び 一 般 管 理 費 益	13,136 8,586 3,511 65 2,877
営業 利 益 営業 外 収 益 受取取 利 息 受取取 当 金 投資事業組合運用益 人 進用 での 他 営業外費用 財息 支 払 利息 そ の 他	8,586 3,511 65 2,877
営業 外 収益 受取 利 息 受取 部 当金 投資事業組合運用益 そ の 他 営業外費用 財 支 払り利息 そ の	3,511 65 2,877
受 取 利 息 受 取 配 当 金 投資事業組合運用益 そ の 他 営業外費用 財 息 支 払 利 息 そ の 他	65 2,877
受取 取 配 当 金 投資事業組合運用益 その 他 営業外費用 財息 支払り 利息 その 他	2,877
投資事業組合運用益 その他 営業外費用 支払利息 その他	
そ の 他 営業外費用 支払利息 その他	28
営業外費用 支払利息 その他	
支 払 利 息 そ の 他	540
その他	104
その他	97
级 尝 利 共	7
	11,994
特別和益	682
固 定 資 産 売 却 益	132
保 険 解 約 返 戻 金	550
特 別 損 失	742
固 定 資 産 売 却 損	113
演 損 集 失	1
投資有価証券評価損	499
建 物 解 体 費 用	128
税 引 前 当 期 純 利 益	11,934
法人税、住民税及び事業税	2,150
法人税等調整額	
当期純利益	259

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)

(単位:百万円)

										₩->-	次十				Z - D/31 1/	
						株主資本										
								資本剰余金		利益剰余金						
					資	本 金		その曲	資太剰全全			その他利	益剰余金	剰余金		
							資本準備金	資本剰余金	合一計	利益準備金	事業拡張 積立金	固定資産 圧縮積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計	
当	期	首	残	高		4,621	8,946	12,749	21,696	1,171	300	53	37,500	38,868	77,893	
当	期	変	動	額												
兼	削余	金(の配	当										△2,674	△2,674	
=	当 期	純	利	益										9,524	9,524	
F	自己相	株式	の耳	双 得												
	自己相															
木 ゴ 3	朱主 § 頁 更 數 客	資本 類の	以夕 当 純額	トの 期 頁)												
当	期変	動	額合	計		-	_	_	_	_			ı	6,850	6,850	
当	期	末	残	高		4,621	8,946	12,749	21,696	1,171	300	53	37,500	45,718	84,744	

	株主	資本	評価・換	算差額等	
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	△19,555	84,655	2,119	2,119	86,775
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△2,674			△2,674
当 期 純 利 益		9,524			9,524
自己株式の取得	△1	△1			△1
自己株式の処分	2	2			2
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)			△849	△849	△849
当期変動額合計	1	6,852	△849	△849	6,002
当 期 末 残 高	△19,554	91,507	1,269	1,269	92,777

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2019年5月24日

フクダ電子株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員 業務執行社員

昭 仁 (ED) 公認会計士 寺 \mathbf{H}

(ED) 越 成 公認会計士

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フクダ電子株式会社の2018年4月1日から2019 年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資 本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見 を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して 監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的 な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監 香手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に 基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではない が、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算 書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及び その適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討す ることが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監查意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準 拠して、フクダ電子株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損 益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 以上

計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月24日

フクダ電子株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 寺 田 昭 仁 即

公認会計士 越 智 一 成 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フクダ電子株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が 実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重 要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意 見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手 続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。ま た、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も 含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部統制部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社の主要部門及び子会社等における業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、常勤監査役等が子会社業績報告会及び親子会社合同の重要な会議等に出席するほか、会計監査人が行う子会社の監査に立会い会計監査人の監査指摘事項を通して子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、同時に必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月30日

フクダ電子株式会社 監査役会

常勤監査役 藤 原 潤 印 木 鈴 勇 監 杳 役 野 印 出 照 社 外 監 杳 役 啓 印 後 藤 社 外 監 查 役

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員(5名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役を1名増員し、取締役 6名(うち 2名は社外取締役)の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	元 所有する 当社の株式数
1	福 笛 達	1968年 4 月 当社入社 1973年 6 月 当社取締役就任 1978年 1 月 当社専務取締役就任 1985年 8 月 当社代表取締役社長就任 2012年 6 月 当社代表取締役会長就任(現在に至る) 【選任理由】 福田孝太郎氏は、長年にわたり当社代表取締役及び代表取締役会長として強いリーダーシップ揮し、フクダグループを牽引しています。経営しての豊富な見識、経験と実績に基づき、引き当社の経営に貢献することが十分に期待できるから取締役候補者として適任と判断しました。	プを発 言者と *続き
2	首 井 天治郎 (1951年11月6日生) 再任	1980年 4 月 当社入社 1997年 4 月 フクダ電子西関東販売株式会社代表取締役就任 2006年 4 月 当社執行役員就任 2007年 4 月 当社取締役就任 2007年 6 月 当社取締役就任 2012年 6 月 当社代表取締役就任 2012年 6 月 当社代表取締役社長就任(現在に至る) 【選任理由】 白井大治郎氏は、長年にわたり当社代表取締役として強いリーダーシップを発揮し、フクダクプを牽引しています。経営者としての豊富な見経験と実績に基づき、引き続き当社の経営に買ることが十分に期待できることから取締役候補して適任と判断しました。	6,800株

候補者	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
3	白 加 修 (1951年5月6日生) 再任	1976年 4 月 当社入社 2002年 6 月 当社取締役就任 (現在に至る) 2003年12月 当社開発副本部長 2005年 4 月 当社品質保証本部長 2014年 6 月 当社品質保証担当 2015年 4 月 当社品質保証本部長 2016年 5 月 当社品質保証担当 (現在に至る) 当社品質保証担当 (現在に至る) 当社品質保証担当 (現在に至る) 当社品質保証担当 (現在に至る) 当社品質保証担当 (現在に至る) 当社の研究・技術開発に携わり、豊富な経験と実績を有するとともに、当社取締役就任以降、フクダグループの経営における重要な一翼を担っています。引き続き当社の経営に貢献することが十分に期待できることから取締役候補者として適任と判断しました。	2,000株
4	篇 苗 修 一 (1955年3月28日生) 再任	1978年7月 当社入社 1994年4月 当社財務部経理課長 1996年4月 当社国際営業事業部シアトル駐在事務所長 1999年4月 当社経営企画本部経営企画室次長 2003年12月 当社社長室関連会社管理部長 2006年4月 フクダ電子四国販売株式会社代表取締役就任 2008年4月 当社報行役員就任 当社経理部長 2008年6月 当社経営システム部長(現在に至る) 2010年4月 当社経営システム部長(現在に至る) 【選任理由】 福田修一氏は、長年にわたり当社管理部門を主導し、経理、経営企画、経営システムなどの豊富な経験と実績を有するとともに、当社取締役就任以降、フクダグループの経営における重要な一翼を担っています。引き続き当社の経営に貢献することが十分に期待できることから取締役候補者として適任と判断しました。	119,850株

候補者 号	氏 名 (生年月日)	略歴、	地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
5	*** *** *** *** *** *** *** *** *** **	1972年11月 1974年5月 1976年9月 1977年1月 1987年8月 2006年6月 2009年6月 2009年7月 2014年5月 【選任理由】	ピート・マーウィック・ミッチェル会計士事務所入所 芹沢政光公認会計士事務所入所 公認会計士登録 税理士登録 杉山昌明税理士事務所開設(現在に至る) 監査法人朝日新和会計社(現 有限責任 あずさ監 査法人)社員 同監査法人性表社員 同監査法人監事会議長 同監査法人と監事会議長 同監査法人退社 公認会計士杉山昌明事務所開設(現在に至る) 株式会社TSIホールディングス社外監査役就任(現在に至る) 当社社外取締役就任(現在に至る) 杉山昌明氏は、長年にわたり、公認会計士・税理士として活躍され、企業会計・税務に精通しています。 また、同氏は、これまで社外役員となること以外の 方法で会社経営に関与された経験はありませんが、 公認会計士・税理士として、財務及び会計に関する 高い見識を有しているため、社外取締役候補者として 適任と判断しました。	O株
6	佐藤 幸 雄 (1945年10月9日生) 新任 社外	1971年5月 1980年12月 1981年5月 1983年4月 1985年6月 2000年5月 2008年4月 2009年6月 【選任理由】	日本大学医学部入局(衛生学) 医学博士号取得 オリンピック強化選手 I O C 公認スタッフ 株式会社イリス代表取締役社長就任 株式会社グローバルスポーツ医学研究所相談役 (現在に至る) 株式会社ケッズトレーナー特別顧問(現在に至る) 株式会社オフィスM・A 特別顧問 株式会社青山ビジネスフォーラム特別顧問 佐藤幸雄氏は、長年にわたり臨床医として活躍され、社会医学・医療経済等に関する豊富な知見を有しています。その知見を活かし、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しました。	200株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 杉山昌明氏、佐藤幸雄氏は、社外取締役候補者であります。

- 3. 杉山昌明氏は現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって5年になります。
- 4. 当社と杉山昌明氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令が定める額を限度とする旨の契約を締結しております。本総会において同氏が取締役に再任された場合は、同契約を継続する予定であります。また、佐藤幸雄氏が本総会において選任された場合には、同氏との間においても同様の責任限定契約
- 5. 杉山昌明氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。 また、佐藤幸雄氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
- 6. 上記各候補者の略歴は、2019年5月15日現在のものであります。

を締結する予定であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役藤原潤三及び鈴木勇の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、内部監査部門との連携等を含む当社の監査体制の現況等を鑑み、監査役監査の実効性を引き続き確保できると判断したため、監査役を1名減員の3名体制とし、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。 監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
节 前 常 雄 (1951年5月30日生) 新任	1998年12月 当社入社 2000年 1 月 当社超音波開発部長 2003年10月 当社執行役員就任 2007年 4 月 当社生産本部長 2007年 6 月 当社取締役就任 2010年 9 月 当社品質保証担当 2012年 6 月 当社物流担当 2014年 6 月 当社取締役退任 2014年 6 月 株式会社フクシン代表取締役就任 2018年 6 月 株式会社フクシン代表取締役退任 【選任理由】 中川行雄氏は、長年にわたり当社の取締役として技術開発、生産、品質保証などに携わり、豊富な経験と見識を有しています。これらの経験や見識を、経営全般の監督と適正な監査活動にいかすことが十分に期待できることから監査役候補者として適任と判断しました。	3,100株

- (注) 1. 中川行雄氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 中川行雄氏が本総会において選任された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令が定める額を限度とする旨の契約を締結する予定であります。
 - 3. 上記中川行雄氏の略歴は、2019年5月15日現在のものであります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開始の時をもって、2015年6月26日開催の第68回定時株主総会において選任いただいた補欠監査役 藤戸久寿氏の効力が失効しますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその 選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
藤 声	1993年 4 月 警察庁入庁 2000年 6 月 警察庁退職 2005年 4 月 司法研修所入所 2006年10月 愛知県弁護士会弁護士登録 2010年 4 月 芝経営法律事務所弁護士 (パートナー) 2015年 6 月 株式会社パートナーエージェント社外監査役就任 (現在に至る) 2016年 4 月 陽来経営法律事務所開設 2018年 2 月 宇都宮・清水・陽来法律事務所開設 (現在に至る) 【選任理由】 藤戸久寿氏は、独立した第三者の立場から客観的・中立的な視点による監査業務、並びに弁護士という高い専門性に基づくコンプライアンス体制への助言等を果たすことが期待できるため、補欠の社外監査役候補者といたしました。また、同氏は、これまで社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、会社経営に関する充分な見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しました。	0株

- (注) 1. 藤戸久寿氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 藤戸久寿氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 - 3. 藤戸久寿氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令が定める額を限度とする旨の契約を締結する予定であります。
 - 4. 上記藤戸久寿氏の略歴は、2019年5月15日現在のものであります。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2008年6月26日開催の第61回定時株主総会において、年額360百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額600百万円以内(うち社外取締役分20百万円以内)と改めさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

なお、現在の取締役は5名(うち社外取締役1名)でありますが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名(うち社外取締役2名)となります。

以上

会場ご案内図

/フクダ電子㈱本郷新館1階ホール /

東京都文京区本郷二丁目35番8号 、電話 (03) 3814-1211



※交通機関

□ 地下鉄

- ① 東京メトロ丸ノ内線 本郷三丁目駅下車 出口1 春日通り方面 徒歩約5分
- ② 都営大江戸線 本郷三丁目駅下車 出口3 本郷2丁目方面出口 徒歩約5分
- ③ 都営三田線 春日駅下車A2出口 徒歩約5分 水道橋駅下車A6出口 徒歩約5分

\square J R

水道橋駅(総武線)下車東口 徒歩約10分

□都バス

真砂坂上バス停 徒歩約2分

なお、駐車場が手狭なため、お車でのご来場はご遠慮くだ さい。





